

山口県報

令和7年
1月14日
(火曜日)

目次

- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 三
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出 (厚政課) 五
生活保護法の規定に基づく医療機関の指定 (厚政課) 五
- 公告
公共測量の実施 (九件) (監理課) 五
- 雑報
県報の正誤 (令和六年十一月一日山口県告示第三百九号) 七



山口県告示第三号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和七年一月十四日から同年二月四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和七年一月十四日

山口県知事 村岡嗣政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 日鉄ステンレス株式会社
住 所 東京都千代田区丸の内二丁目八番二号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 日鉄ステンレス株式会社製造本部山口製造所(周南エリア)
所在地 周南市野村南町四九七六番地
- 三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法	
	能 (t/時)力	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 隔りの使用 間
七四	二〇、〇〇〇	令和七、 五、一	令和九、 四、三〇	令和九、 五、一	一連 使用時間 隔りの使用 間 二四時間 変動なし

備考 「七四」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。

No. 2 排水口	No. 1 排水口	排水口	排出水の汚染状態の値		排水の一日当たりの量 (m ³)
			水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
七・五	七・六	通	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	排水の一日当たりの量 (m ³)
〃	九・六	最	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	排水の一日当たりの量 (m ³)
八・五	六・二	通	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	排水の一日当たりの量 (m ³)
一九・七	一二	最	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	排水の一日当たりの量 (m ³)
六・九	五・五	通	浮遊物質量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	排水の一日当たりの量 (m ³)
〃	四〇	最	浮遊物質量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	排水の一日当たりの量 (m ³)
〃	四	最	鉍油類 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	排水の一日当たりの量 (m ³)
四〇	一六	通	鉍油類 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	排水の一日当たりの量 (m ³)
八三	六二	最	窒素 (mg/l)	窒素 (mg/l)	排水の一日当たりの量 (m ³)
〇・一	〇・〇七	通	窒素 (mg/l)	窒素 (mg/l)	排水の一日当たりの量 (m ³)
〇・六八	〇・七二	最	窒素 (mg/l)	窒素 (mg/l)	排水の一日当たりの量 (m ³)
三〇、六七五	二八、一五〇	通	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	排水の一日当たりの量 (m ³)
三五、二八〇	三一、一一五	最	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	排水の一日当たりの量 (m ³)

五 排水水の汚染状態の値及び排水の量

共同処理施設	種 類	項目	汚水等の汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
			処理前	処理後	
〃	〃	水素イオン濃度 (水素指数)	七・五	〃	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
〃	〃	化学的酸素要求量 (mg/l)	九・六	〃	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
〃	〃	浮遊物質量 (mg/l)	八・五	〃	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
〃	〃	浮遊物質量 (mg/l)	一九・七	〃	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
〃	〃	浮遊物質量 (mg/l)	六・九	〃	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
〃	〃	浮遊物質量 (mg/l)	四〇	〃	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
〃	〃	鉍油類 (mg/l)	四	〃	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
〃	〃	鉍油類 (mg/l)	四〇	〃	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
〃	〃	窒素 (mg/l)	八三	〃	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
〃	〃	窒素 (mg/l)	〇・一	〃	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
〃	〃	窒素 (mg/l)	〇・六八	〃	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
〃	〃	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	三〇、六七五	〃	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
〃	〃	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	三五、二八〇	〃	汚水等の一日当たりの量 (m ³)

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

共同処理施設	種 類	構 造	能 力 (t/時)	処理の方式	使用時間	間隔	一日当たり	季節的変動の要	工事着手予定	工事完成予定	使用開始予定
製鉄	鉄筋コンクリート	〃	二〇、〇〇〇	中和	連続	二四時間	概	変動なし	令和七、五、一	令和九、四、三〇	令和九、五、一

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
七四	七・五	八・五	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
〃	九・六	一九・七	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
〃	〃	六・九	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
〃	〃	四〇	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
〃	〃	四〇	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
〃	〃	八三	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
〃	〃	〇・一	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
〃	〃	〇・七	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
〃	〃	三〇、六七五	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
〃	〃	三五、二八〇	汚水等の一日当たりの量 (m ³)

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

No. 2 排水口		No. 1 排水口		排水口	
変更後		変更前		項目	
〃	七・五	〃	七・六	通	水素イオン濃度 (水素指数)
〃	〃	〃	九・六	常	最大
〃	八・五	〃	六・二	通	化学的酸素要求量 (mg/l)
〃	一九・七	〃	一二	常	最大
〃	六・九	〃	五・五	通	浮遊物質質量 (mg/l)
〃	〃	〃	四〇	常	最大
〃	〃	〃	四	通	鉍油類 (mg/l)
〃	四〇	〃	一六	常	最大
〃	八三	〃	六二	通	素 (mg/l)
〃	〇・一	〃	〇・〇七	常	最大
〃	〇・六八	〃	〇・七二	通	燐 (mg/l)
〃	〇・六八	〃	〇・七二	常	最大
三三、一七五	三〇、六七五	〃	二八、一五〇	通	排水の一日当たりの量 (m ³)
三五、二八〇	三三、二八〇	〃	三一、一一五	常	最大

五 排水の汚染状態の値及び排水の量

〃		共同処理施設		種	
処理後		処理前		項目	
変更後		変更前		変更後	
〃	七	〃	一一	通	水素イオン濃度 (水素指数)
〃	九・六	〃	一三・七	常	最大
〃	〃	〃	一〇	通	化学的酸素要求量 (mg/l)
〃	〃	〃	二二	常	最大
〃	一〇	〃	一〇〇	通	浮遊物質質量 (mg/l)
〃	一〇〇	〃	一、八〇〇	常	最大
〃	〃	〃	二	通	鉍油類 (mg/l)
〃	〃	〃	五	常	最大
〃	〃	〃	五	通	素 (mg/l)
〃	〃	〃	〇・〇五	常	最大
〃	〃	〃	〇・〇五	通	燐 (mg/l)
〃	〃	〃	〇・〇五	常	最大
五、五〇〇	四、〇〇〇	五、五〇〇	四、〇〇〇	通	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
七、〇〇〇	四、〇〇〇	七、〇〇〇	四、〇〇〇	常	最大
三三、一七五	三〇、六七五	三三、一七五	三〇、六七五	通	排水の一日当たりの量 (m ³)
三五、二八〇	三三、二八〇	三五、二八〇	三三、二八〇	常	最大

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

備考 「七四」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第 第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。	
変更後	〃
〃	〃
〃	〃
〃	〃
〃	〃
〃	〃
〃	〃
〃	〃
〃	〃
〃	〃
五、五〇〇	七、〇〇〇

山口県告示第五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和七年一月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

医療機関名	所在地	廃止年月日
やまね耳鼻科	山口市小郡下郷一八〇	令和六、一一、二一
澤田医院	阿東地福上一八五四	〃 〃 九
石川眼科	周南市周陽二丁目七番一五号	一〇、三一
田中薬局	防府市牟礼今宿二丁目四番三四号	一一、一六

山口県告示第六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和七年一月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

医療機関名	所在地	指定年月日
澤田医院	山口市阿東地福上一八五四	令和六、一一、二八
石川眼科	周南市周陽二丁目七番一五号	〃 〃 一
田中薬局	防府市牟礼今宿二丁目四番三四号	〃 〃 七

指定訪問看護事業者等の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	所在地	指定年月日
株式会社ツクイ	横浜市港南区上	ツクイ周南訪問看護ステーション	周南市代々木通	令和六、一一、一
	大岡西二丁目六番一号		一丁目三〇番	



(四) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、宇部土木建築事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和七年一月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
公共測量（航空レーザ測深）
- 二 作業の地域
宇部市、美祢市及び山陽小野田市
- 三 作業の期間
令和六年八月一日から令和七年三月二十八日まで

(五) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、周南市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和七年一月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
公共測量（数値地形図データ更新）
- 二 作業の地域
周南市
- 三 作業の期間
令和六年八月五日から令和七年三月七日まで

(六) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和七年一月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
公共測量(基準点測量)
- 二 作業の地域
熊毛郡田布施町大字麻郷
- 三 作業の期間
令和六年八月二十一日から令和七年二月二十八日まで

(七) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、山口農林水産事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和七年一月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
公共測量(基準点測量)
- 二 作業の地域
山口市徳地高地及び徳地山畑
- 三 作業の期間
令和六年九月十三日から令和七年三月三十一日まで

(八) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、下関農林事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和七年一月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
公共測量(基準点測量)
- 二 作業の地域
下関市松屋上町二丁目、松屋上町三丁目、松屋東町三丁目及び大字松屋
- 三 作業の期間
令和六年九月十七日から令和七年三月三十一日まで

- 一 作業の種類
公共測量(基準点測量)
- 二 作業の地域
下関市豊田町大字八道
- 三 作業の期間
令和六年九月十七日から令和七年三月三十一日まで

- 一 作業の種類
公共測量(基準点測量)
- 二 作業の地域
下関市豊北町大字栗野
- 三 作業の期間
令和六年九月十七日から令和七年三月三十一日まで

- 一 作業の種類
公共測量(基準点測量)
- 二 作業の地域
下関市豊北町大字神田及び大字神田上
- 三 作業の期間
令和六年九月十七日から令和七年三月三十一日まで

(九) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局山陰西部国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和七年一月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
公共測量(UAVレーザー測量)
- 二 作業の地域
長門市仙崎、東深川及び三隈下
- 三 作業の期間
令和六年九月二十五日から同年十一月二十九日まで

(一〇) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、萩土木建築事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和七年一月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
公共測量(航空レーザー測深)
- 二 作業の地域
山口市及び萩市
- 三 作業の期間
令和六年九月三十日から令和七年三月三十一日まで

(一一) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、周南農林水産事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和七年一月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
公共測量(基準点測量)
- 二 作業の地域
周南市長穂
- 三 作業の期間
令和六年十月十日から令和七年三月三十一日まで

(一二) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、山口市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和七年一月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
公共測量(航空レーザー測量)
- 二 作業の地域
山口市
- 三 作業の期間
令和六年十月十二日から令和七年三月十日まで



正 誤

令和六年十一月一日山口県告示第百九号(保安林予定森林(岩国市))

ページ	段	行	誤	正
一	下	二〇三	一六七三・一六七四の二、字西浴 一一四二五(以上三筆について次	一六七三(次の図に示す部分に限る。)、一六七四の二、字西浴一

令和七年一月十四日発行

発行人

山口県知事

の図に示す部分に限る。)
一四二五(次の図に示す部分に限る。)